資料１－３
差し替え

令和７年度岩手県一関保健所事業の実施状況【環境衛生課】

※　実績は、特に断りがない限り、令和７年 11 月末現在である。

１　食品衛生

（１）営業許可、監視指導等（括弧内は令和６年度の数）

食品営業施設に対し、営業許可、監視指導及び収去検査などの食品衛生対策に必要な事業を実施した。

ア　営業許可施設数：1,430 施設（臨時営業、移動施設等を除く。）

イ　監視指導件数：許可を要する施設　延べ 1,151 件、(1,437 件)
　　許可を要しない施設（届出施設等）　延べ 1,411 件（1,876 件）

ウ　収去検査件数：74 検体　基準不適合なし（85 検体　基準不適合なし）

【参考】食品営業許可件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規・継続	390	337	295	272	283	172
臨時営業	31	29	83	98	95	124

（２）食中毒事件

令和７年度は、食中毒事件の発生はなかった。

【参考】食中毒事件発生件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発生件数	2 ※	0	0	0	0	0

※　原因食品：ツブ貝（推定）１件、クサウラベニタケ１件。

（３）食品衛生に関する情報提供

食中毒の発生を未然に防止するため、営業者及び一般消費者に対する食品衛生講習会を実施したほか、食品衛生月間行事等を通じて、食中毒予防対策等の食品衛生関連情報を提供し、普及啓発に努めた。

また、令和３年６月１日に HACCP に沿った衛生管理制度が本格施行されたことに伴い、食品等事業者を対象とした衛生管理計画作成講習会を定期的に開催している。

ア　食品衛生講習会：15 回開催・402 人参加

イ　アのうち衛生管理計画作成講習会：8 回開催・165 人参加

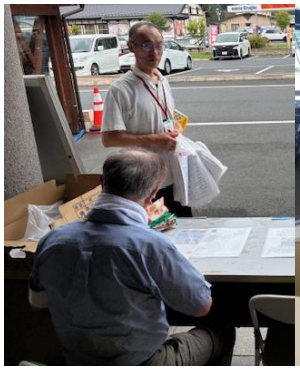
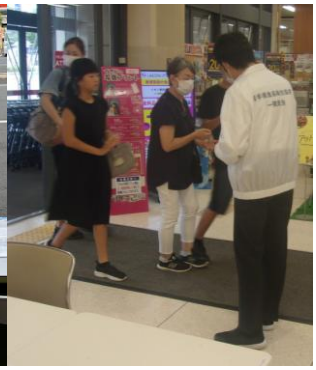

食品衛生月間行事

食品衛生講習会

２　薬務・献血

（１）医薬品等の適正な管理等（括弧内は令和６年度の数）

薬局・医薬品販売業等及び毒物劇物販売業者に対して、医薬品等の適正な管理、販売保管状況等の監視指導を行った。

ア　薬局・医薬品販売業等施設数：105 施設、監視数延べ 40 件（66 件）

イ　毒物劇物販売業施設数：52 施設、監視数延べ 18 件（32 件）

【参考】薬局等の許可等件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
薬局・医薬品販売業等	5	1	13	31	28	9
毒物劇物販売業	11	0	12	14	8	1

（２）薬物乱用防止対策（括弧内は令和６年度の数）

薬物乱用防止のため、31 名の薬物乱用防止指導員に対し薬物乱用防止研修会を行うとともに、薬物乱用防止指導員の協力を得て、地域に密着した啓発活動を実施した。また、不正大麻、けしを抜去し、その撲滅に努めた。

なお、主な実績は次のとおり。

ア　薬物乱用防止教室：1 回開催、26 人参加

イ　抜去：大麻 0 本（0 本）、けし 295 本（0 本）

抜去した”けし”の花

（３）献血思想の普及啓発（括弧内は令和６年度の数）

市町村及び献血推進団体と連携し、献血の普及啓発及び若年層に対する理解促進に努めた。また、各種献血推進月間等の運動に合わせ、啓発ポスターの掲示及びリーフレットの配架を行い、献血運動の周知に努めた。

主な実績は次のとおり。

・200ml 献血：目標 67 人※、実績 43 人(80 人)

・400ml 献血：目標 2,881 人※、実績 1,841 人(2,776 人)

・200ml 換算本数：目標 5,829 本※、実績 3,725 本(5,632 本)、達成率 63.9%(96.6%)

※令和８年３月末における目標人数

３　狂犬病予防・危害防止

犬による危害の発生を防止するため、放浪犬の捕獲、抑留を行うとともに、犬の飼い主等に対し、正しい犬の飼い方について市町村広報等を活用し啓発を行った。

【狂犬病予防等に関する実績】（令和７年９月末現在、括弧内は令和６年度の数）

(1)　総登録頭数：6,083 頭、うち新規 268 頭（6,072 頭、うち新規 563 頭）

(2)　狂犬病予防注射頭数：3,812 頭（5,052 頭）

(3)　捕獲抑留頭数：10 頭（23 頭）

(4)　犬の返還頭数：４頭（16 頭）

(5)　犬の譲渡頭数：７頭（11 頭）

(6)　犬の苦情件数：22 件（88 件）

また、平成 25 年９月の動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、管内の犬猫の殺処分数を減らすため譲渡事業に力を入れている。

管内で活動する動物愛護推進ボランティア等と連携し、動物愛護週間行事として動物愛護フェスティバル in 一関、動物慰霊祭及び多頭飼育問題対策セミナーを開催した。

【参考】犬、猫の返還・譲渡頭数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
犬	42	38	42	30	27	11
猫	23	54	56	65	7	7

動物愛護フェスティバル

多頭飼育問題対策セミナー

４　生活衛生

理・美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、住宅宿泊事業、特定建築物の施設について、衛生の確保・向上に向けた監視指導のほか、建築物の環境衛生を確保するため、事業者の登録、指導等を行った。

また、理容及び美容組合員向け衛生消毒講習会を実施し、管内理美容所における衛生水準の向上を図った。

○　施設数：936 施設

○　監視件数：延べ 166 件（R6 年度　延べ 150 件）

【参考】生活衛生営業等施設数（令和７年３月末現在）

理容所	美容所	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ所	旅館	公衆浴場	興行場	住宅宿泊事業	特定建築物
274	320	158	89	30	7	11	47

５　水道施設指導

水道施設については、ライフラインの基盤となる施設であり衛生確保が求められる施設である。本年度においても立入検査を行い維持管理について指導を行うことにより、水道水の安全確保に努めた。また、一般飲料用井戸についても、依頼による水質検査の実施や衛生確保を図るうえでの必要な措置等の指導を行った。

○　施設数：10 施設

○　立入検査数：延べ 20 件（R6 年度　延べ 14 件）

【参考】水道施設数（令和７年３月末現在）

上水道	簡易水道	条例水道	簡易専用水道
1	2	1	6

６　浄化槽指導

浄化槽は、公共用水域の保全や公衆衛生を確保するために必要な施設であり、設置者にあっては適正な維持管理が求められる。例年、設置者に対して法定検査の励行等適正な維持管理について指導を行っている。

また、昨年度においては、法定検査で不適正と判定され未改善の浄化槽については、管理者に対し文書指導を行った。

○　施設数：546 施設

○　不適正浄化槽に対する文書指導数：延べ 0 件（R6 年度　延べ 1 件）